

平成20年2月24日に執行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令第21条第1項の規定に基づき公衆の縦覧に供しましたが、同条第3項の規定に基づく異議の申出はなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同条第1項及び第4項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数         | 7人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |

（建設局都市整備部拠点整備課）